



**議案**

▼令和2年度栗山町一般会計補正予算(第15号)  
 歳入歳出予算から、9952万3千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ109億8054万2千円とするもので、主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策費の減額などに係る補正です。

▼令和2年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
 歳入歳出予算に、1659万1千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ14億9202万円とするもので、主な内容は、高

額療養費の追加などに係る補正です。

▼令和2年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算(第4号)  
 歳入歳出予算から、306万7千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1276万4千円とするもので、主な内容は、学生数の確定などに係る補正です。

▼令和2年度栗山町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
 歳入歳出予算から、1億1804万2千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ14億742万3千円とするもので、主な内容は、介護サービス費の減額などに係る補正です。

▼令和2年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
 歳入歳出予算に75万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億622万3千円とするもので、主な内容は、後期高齢者医療広域連合負担金の追加に係る補正です。

▼令和2年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)  
 歳入歳出予算から、697万5千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2627万5千円と

するもので、第4工業団地造成事業費の実績に係る補正です。

▼令和2年度栗山町水道事業会計補正予算(第3号)  
 収入の水道事業収益で、104万4千円を減額し、その総額を4億414万8千円、支出の水道事業費用で、245万4千円を減額し、その総額を3億8264万3千円、資本的収入に13万円を追加し、総額を2億1450万3千円、資本的支出に43万9千円を追加し、その総額を4億899万円とするものです。

▼令和2年度栗山町下水道事業会計補正予算(第2号)  
 収入の下水道事業収益で、11万6千円を追加し、その総額を5億7816万1千円、特定環境保全公共下水道事業収益で、7万5千円を追加し、その総額を7811万5千円、支出の特定環境保全公共下水道事業費用で、16万8千円を追加し、その総額を5500万7千円、収入の下水道事業資本的収入で、48万8千円を追加し、その

総額を1994万8千円、支出の下水道事業資本的支出で、5652万円を減額し、その総額を4億8233万7千円とするものです。

▼栗山町議会議員及び栗山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
 改正公職選挙法において、選挙公営の拡大を図る改正が行われたことから、本条例を制定するものです。

▼職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 職員給与に係る住居手当の削減期間を1年間延長するため、関係規定を改正するものです。

▼新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例  
 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律に基づき、今般の新型コロナウイルス感染症が、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症に属するものと位置付けられたことから、関係規定を改正するものです。

▼栗山町介護保険条例の一部を改正する条例  
 第8期介護保険事業計画の策定

に伴い、介護保険料の設定などに係る関係規定を改正するものです。

▼栗山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 栗山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

▼栗山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例

中央団地の一部が完成したことから、公営住宅法に基づく栗山町公営住宅として新たに位置付けするものです。

▼第8期栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
 介護保険事業の円滑な実施等に関する事項を定める介護保険事業計画を一体的に策定するもので、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組など「福祉のまち」に相応しい各種サービスの提供を目指し、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画を策定するものです。

▼町道の認定及び廃止  
 菊水通り1路線の認定及び廃止をするものです。

▼公平委員会委員の選任(再任)(敬称略)  
 坂口由紀子(北学田)  
 任期 令和3年3月25日から令和7年3月24日まで

議員活動と家庭生活との両立支援策、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、関係規則の一部を改正するものです。

▼栗山町ケアラー支援条例(産業福祉常任委員会審査報告)  
 (本町において、将来にわたり、多くの介護者が日常生活や心身の不安を抱えることなく、また地域から孤立せず、安心して介護、看護をすることができると域づくりを目指すことを目的とした、ケアラー支援を推進するための条例を新たに制定するものです。)(詳細は16ページに掲載)

▼令和2年度栗山町一般会計補正予算(第16号)  
 歳入歳出予算に、100万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ109億8154万2千円とするもので、主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補正です。

は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正です。

▼令和3年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算(第1号)  
 歳入歳出予算に、369万3千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億706万3千円とするもので、主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正です。

▼栗山町課設置条例の一部を改正する条例  
 子育て世代包括支援センター機能導入のため、福祉課の分掌事務に追加するものとし、また、栗山駅南交流拠点施設(仮称「マロンプラザ」)の整備・活用に係る分掌事務をブランド推進課所管とするものです。

以上4件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関連規定を改正するものです。

▼栗山町公営住宅条例の一部を改正する条例

▼栗山町議会会議規則の一部を改正する規則

▼令和3年度栗山町一般会計補正予算(第1号)  
 歳入歳出予算に、2億6821万8千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ90億8021万8千円とするもので、主な内容

▼令和3年度一般財団法人栗山町農業振興公社事業計画の報告について

▼第5次栗山町障がい者福祉計画の改訂について

**報告**